

平成 27 年度 インクルーシブ教育システム構築モデル事業 成果報告書 I  
【インクルーシブ教育システム構築モデル地域（交流及び共同学習）】

教育委員会名	東京都文京区教育委員会
指定したモデル地域名	東京都文京区

概 要

モデル地域の構成（平成 28 年 3 月 31 日現在）

モデル地域 （学校設置者）の内訳	学校数 （学校種別）
文京区	幼稚園 10 園、小学校 20 校、中学校 10 校

【事業概要】

1. モデル地域の特色（特別支援教育に関する事項）

本区では小学校 20 校のうち 7 校、中学校 10 校のうち 3 校、計 10 校が固定制特別支援学級設置校である。この 10 校において、特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習を推進するため、本区教育委員会で独自に作成したガイドラインに基づき、実践している。交流及び共同学習を行う児童・生徒に対する合理的配慮を充実させるため、合理的配慮協力員を各学校に派遣し、交流及び共同学習を実施する際の合理的配慮の内容と時期、基礎的環境整備の在り方について指導・助言を受けている。

本区の特別支援教育に関する特色として次の 3 点を示す。

- ① 巡回相談員を派遣する仕組みがある。固定制特別支援学級設置校各学校において、区の巡回相談員による児童・生徒の行動観察をもとに校内委員会で支援内容を検討している。
- ② 専門家チーム派遣事業を設けている。各学校の要請に応じて特別支援教育に関わる専門家を派遣し、課題に対するコンサルテーションを行い、各学校の課題解決を支援している。また、言語療法士・作業療法士派遣事業を設けており、各学校の要請に応じた支援を行っている。
- ③ 発達障害の児童・生徒の中には、通級による指導では学習や生活上の困難の改善が難しいと思われる児童・生徒がおり、自閉症・情緒障害学級（固定学級）の設置を進めている。通常の学級、通級指導学級及び固定学級の役割を分担した重層的な支援体制を確立している。

## 2. 取組の概要

### 【教育委員会のモデル地域への支援に関わる取組内容】

- ① 固定制特別支援学級設置校の「交流及び共同学習」の取組について、指導主事を各学校に訪問させ、その取組状況を把握するとともに、ガイドラインに基づいた実践について指導・助言を行った。
- ② 毎月開催される特別支援学級担任連絡会等に指導主事が出席し、各学校における交流及び共同学習の実践について報告するとともに成果の普及に努めた。
- ③ 合理的配慮協力員を固定制特別支援学級設置校に派遣し、次の点を行った。
  - ・ 交流及び共同学習を実施する際の合理的配慮の内容、時期及び提供の方法等について、指導・助言を行った。
  - ・ 教師の指導力向上を図るとともに、合理的配慮を充実させるため、合理的配慮協力員が対象児童生徒のアセスメントを行い、各学校における児童生徒の実態把握状況を確認し、共通理解を深めた。
  - ・ 交流学級における交流及び共同学習の授業を参観し、合理的配慮の検討やその効果検証にあたっての指導・助言を行った。
  - ・ 交流学級担任及び特別支援学級担任相互の連携の在り方、支援体制の整備について、指導・助言を行った。

### 【モデル地域内における取組】

- ① 固定制特別支援学級設置校における特別支援学級と通常の学級の間での交流及び共同学習を積極的に行うため、各学校での交流及び共同学習の指針として、ガイドラインを作成し、そのガイドラインに基づいた取組を各学校に働きかけた。
- ② 校内における実施体制としては、交流学級担任と特別支援学級担任との連携を密にし、該当児童生徒の学習の状況やその日の状態を把握した上で交流及び共同学習を実施する体制が作られた。
- ③ 校内における実施体制を工夫し、交流及び共同学習の多様な取組を計画的・組織的に実施するため、交流及び共同学習支援員を区の非常勤職員として、固定制特別支援学級設置校に1名以上配置した。交流及び共同学習を実施する際の教室移動、交流学級での指導補助等を担当させ、児童生徒に必要なサポートを行った。
- ④ 各教科等における交流及び共同学習を実施するにあたっては、学級の教育課程とは別に個別指導計画に基づき実施した。

### 3. 成果及び課題

#### 【成果】

- ① 対象児童生徒一人一人の状況に応じた集団参加により、対象児童生徒が社会性を身に付け、交流及び共同学習の内容も充実してきた。また、交流学級の児童生徒の関わりから、特別支援学級の児童生徒が達成感や自己肯定感を味わうことができた。
- ② 継続的に交流及び共同学習を実施し、児童生徒が学校生活の多様な場面で触れ合い、共に学ぶことにより、通常の学級の児童生徒にとって、特別支援学級の児童生徒が身近に感じられるようになった。また、特別支援学級の児童生徒のよさを認める場面もあり、相互理解が深められ、共生社会の形成に向けた人権意識を高めることができた。
- ③ 対象児童生徒が交流学級の集団生活に適応できるようにするため、特別支援学級の教員と通常の学級の教員が連携してスモールステップによる指導・支援を行い、人間関係の形成に関する指導内容を見直し、指導の充実を図ることができた。
- ④ 交流及び共同学習を実施することで、対象児童生徒への配慮から、構造化された教室環境の整備、視覚的な支援や情報伝達の工夫等が行われ、通常の学級における基礎的環境整備として、ユニバーサルデザイン化が進んだ。

#### 【課題】

- ① 今回の実践研究を通して、交流及び共同学習を推進する校内体制が整備されてきている。インクルーシブ教育システム構築に向けては、すべての教員が共生社会の実現を目指した取組について理解することが求められる。今後も、特別支援学級の教員に限らず、すべての教員がインクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育について理解を深め、交流学級における交流及び共同学習の充実につなげていく必要がある。平成28年度も特別支援学級設置校に合理的配慮協力員や医師などの専門家を派遣し、指導・助言を受けながら、交流及び共同学習を実施する際の合理的配慮の内容、提供等について、実践研究を継続していく。
- ② 同じ場で共に学ぶことを追求する一方で、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点での教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供することも特別支援教育には求められる。特別支援学級における生きる力の育成につながる学習指導、交流及び共同学習における共生のための経験値を高める指導、個に応じた指導のバランスを考えていく必要がある。